

記載例

この記載例は、裁判離婚の場合です。

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

(あて先) 青森県弘前市長

受理 令和 年 月 日	送付 令和 年 月 日
第 〇 号	第 〇 号
登記簿	戸籍簿
調査票	調査票

届出時に住民登録をしている住所、世帯主を記入してください。お引越しや、世帯を別にするなど、住民登録が変更になる場合は、別に届出が必要です。離婚届のみでは住所は変更にはなりません。

両方または一方が亡くなっている場合でも氏名を記入してください。

消せるボールペンは使用できません。署名は必ず本人が自署してください。

未成年の子がある場合は、それぞれ親権を行う子の氏名をフルネームで記入してください。

(1) 氏名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜
生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日
住所	弘前市大字白銀町 1番地1号	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地3号
本籍	弘前市大字白銀町 1番地1番	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地3番
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 弘前一郎、弘前二郎	妻が親権を行う子
同居期間	平成〇年〇月から 平成〇年〇月まで	
別居する前の住所	弘前市大字白銀町 1番地1 弘前アパート 204号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜

住所を定めた年月日	夫 記入不要 日	妻 年 月 日
連絡先	電話 080 9876 5432	夫 妻

必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届出は、1通でさしつかえありません。この届出を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

【そのほかに必要なもの】
 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

戸籍謄本の添付は、令和6年3月1日以降原則不要になりました。

本人確認	確認種別	2号保年()	2号保年()	2号保年()
		3号	3号	3号
通知	有・無	有・無	有・無	
不受理確認	本籍担当			

裁判離婚の場合、証人は不要です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	印
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

証人が同じ名字の場合でも印は別々のものを押してください。

婚姻により氏が変わった方の離婚後の本籍を記入します。戸籍に変動のある人が届出人の場合、もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるか選択できます。(もどる戸籍が既に除籍になっている場合は、もどれません)離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出する必要があります。戸籍に変動のある人が届出人ではない場合、原則、婚姻前の戸籍にもどります。届出人ではない人が新しい戸籍をつくる希望がある場合は、「その他欄」に新戸籍を編製する旨を記載し署名してください。例 「新戸籍編製の申出をします 新本籍 弘前市大字〇〇〇〇番地〇〇 弘前桜(署名)」なお、調停調書等に新戸籍を編製する旨、および新本籍の場所が記載されている場合はその他欄への記載は不要です。

この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。
 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

裁判離婚は、訴えの提起者(申立人)が、調停の成立、審判または判決等の確定した日から10日以内に届出をする必要があります。届出期間内に申立人が届出をしないときや、調停条項等で「相手方の申出により離婚する」と定められている場合は、相手方からも届出をすることができます。

◆住民登録変更の届出は、平日の午前8時30分～午後5時までになりますので、土曜・日曜・祝日及び時間外に離婚届を提出する場合には、後日改めて住民登録変更の届出をしてください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374
 ご不明の点がございましたら、担当の職員にお尋ねください。
 弘前市役所市民課戸籍係
 電話 0172-35-1111 内線352, 396